



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成30年7月26日（木）

担
当

京都労働局

職業安定部職業対策課

職業対策課長 小幡 靖

課長補佐 小足 毅

電話 075-275-5424

平成30年7月豪雨の災害に伴い「雇用調整助成金」の特例を追加実施します！

平成30年7月豪雨による災害により休業を余儀なくされている事業主に対する、「雇用調整助成金」の利用については、平成30年7月12日に資料配布を行い、本助成金の特例措置については、平成30年7月18日に資料配布を行ったところですが、今般、下記2のとおり助成率の引き上げなど追加の特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1 特例措置の対象となる事業主

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により、休業等を余儀なくされた事業所の事業主

※平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば、

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

2 追加実施される特例措置の内容

- (1) 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
[中小企業：2/3 から 4/5 へ] [大企業：1/2 から 2/3 へ]
- (2) 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
- (3) 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者についても助成対象とする
- (4) 過去に雇用調整助成金を受給したことのある事業主であっても、

- ① 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
- ② 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

3 既に実施している特例措置（平成30年7月18日資料配布の再掲）

- (1) 生産指標の確認期間を3カ月から1カ月へ短縮する
- (2) 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- (3) 最近3カ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

4 「雇用調整助成金」に関する問い合わせ先

	住 所	電話番号
京都労働局職業対策課 (助成金センター)	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1	075-241-3269
ハローワーク西陣	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町 439-1	075-451-8609 ※
ハローワーク園部	南丹市園部町宮町 71	0771-62-0246
ハローワーク京都七条	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路 803	075-341-8609 ※
ハローワーク伏見	京都市伏見区風呂屋町 232	075-602-8609 ※
ハローワーク宇治	宇治市宇治池森 16-4	0774-20-8609 ※
ハローワーク京都田辺	京田辺市田辺中央2丁目 1-23	0774-65-8609
ハローワーク木津	木津川市木津駅前1丁目 50 木津地方合同庁舎 1階	0774-73-8609
ハローワーク福知山	福知山市東羽合町 37	0773-23-8609
ハローワーク綾部	綾部市宮代町宮ノ下 23	0773-42-8609
ハローワーク舞鶴	舞鶴市字西小字西町 107-4	0773-75-8609
ハローワーク峰山	京丹後市峰山町杉谷 147-13	0772-62-8609
ハローワーク宮津	宮津市字中ノ丁 2534 宮津地方合同庁舎	0772-22-8609

※：自動音声対応

平成30年7月豪雨の災害に伴い 「雇用調整助成金」の特例を追加実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

（以下は既に実施している特例）

- ⑤ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

